

Title	時と場所と物に依る海上捕獲権の制限
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.310(38)- 329(57)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

時と場所と物に依る海上捕獲權の制限

板倉卓造

交戦國軍艦は海上に於て敵國の公私有財産を捕獲することを得るを以て原則とす。然れども此原則には幾多の例外あり。余は此例外を(一)時に依る例外、(二)場所に依る例外、(三)物に依る例外の三種に區別して説明するを以て便利なりと信ず。

一 時に依る例外

海上捕獲權は戦争開始より其終結に至る間、間斷なく行はるゝを以て原則とす。然れども此原則には少なくとも二の例外あり。

一、開戦の際、敵港内又は海上に在りし商船及び其敵貨

開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する海牙條約第一條は「交戦國ノ一方ニ屬スル商船ガ開戦ノ際敵港内ニ在ルトキハ該船舶ニ對シ即刻又ハ相當ノ恩惠期間

ノ後自由ニ出港シ且通航券ヲ付與セラレタル後其ノ到達港又ハ指定セラレタル他ノ港ニ直航スルヲ許サレンコトヲ希望ス。開戦前ニ最後ノ發航港ヲ去リ戦争ヲ知ラスシテ敵港内ニ入りタル船舶ニ付亦同ジト規定セリ。本條の精神は一八五四年クリミヤ戦争の際土耳其が露國商船に對し出港の猶豫を與へ敢て之を捕獲するとなかりし一新例を開きたるに始まり爾來數十年間文明國間の戦争には毎度遵奉せられたる所なりしも未だ之を義務的拘束力を有するものと認めらるゝに至らず。本條に於て單に之を「希望ス」と規定するのみにて猶豫期間を與ふるを以て義務とせざりしは其效力に於て甚だ薄弱なりと云はざる可からず。現に今度の戦争に於て英國は敵國商船に對して猶豫期間の恩惠を與へず。開戦の際敵國商船の取扱に關する英國の勅令には敵國が英國商船に對し同様の取扱を爲すに於ては開戦の際自國港内に在る敵商船及び開戦前最後の發航港を去り戦争を知らずして入港したる敵商船に對し八月十四日まで其貨物を積入れ若しくは荷卸して出港することを許す旨を規定したれども獨逸が英國商船に對し同様の取扱を爲したりとの確報に接せざりしを以て實際には猶豫期間の恩惠は毫も行はれざりし

のみならず假に獨逸にて英國商船に對し猶豫期間の取扱を與へたりとするも英國の勅令にて猶豫期間の恩惠を與へらるゝ船舶は海底電線敷設船、石油運送専用船、總噸數五千噸以上の船舶、又は速力十四節以上の船舶を除外するものなるが故に其適用範圍は極めて狹隘なりと云はざる可からず。

斯の如く開戦の際敵港内に在る交戦國一方の船舶に對する古來の猶豫期間に關する規定は其效力薄弱なるに反し開戦の際海上に在る敵船に對する取扱の規定は條約國間に義務的拘束力を有するものなり。即ち同條約第一項の規定に曰く「開戦前ニ最後ノ發航港ヲ去リ海上ニ於テ遭遇シタル際戰爭ヲ知ラザリシ敵商船ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ズ云々」と。然るに獨逸は元來此條項を留保するものなるを以て英國の前記勅令には敵國が英國船に對し同様の取扱を爲すことを條件として開戦前最後の發航港を去り開戦後海上に於て遭遇したる敵船(該勅令中には戰爭を知らざりしことの條件を殊更に除去したり)は各場合に依り解放し抑留し若しくは徵發することある可き旨を規定したり。

開戦の際敵國港内に在りたる交戦國一方の船舶内の貨物は敵貨と雖も沒收す

るを得ず。開戦の際海上にて遭遇したる敵國船中の敵貨に就ても亦同じ。尤も場合に依り右の敵貨は之を抑留したる上、戦後賠償なくして還付し又は賠償を爲して船舶と共に若しくは之を分離して徵發せらるゝことある可し。第四條然れども海牙條約に於て開戦の際敵港内に在る交戦國商船に對する猶豫期間の規定が單に希望たるに止まり又開戦の際海上にて遭遇したる敵船に對する取扱規定を獨逸に於て留保するが故に現下の戰爭に於て船舶その物に對する取扱と共に其船内の敵貨に對する取扱が全然海牙條約の精神に反しクリミア戰爭後六十年間の慣例が一朝にして破壊せられたるは遺憾なりと云はざる可からず。

二、休戦中の捕獲權

休戦は一切の敵對行爲を停止するものなるが故に海上に於ける敵船の捕獲も亦一時停止せらるゝものと云はざる可からず。是れ捕獲權行使に關する時に依る例外を爲すものなり。然るに日露戰爭の際ポーツマス會議の休戦に關する議定書には其第三條に「海上ノ捕獲ハ休戦ノ爲メニ停止セラレ、コトナシ」と規定したるを以て海上捕獲は休戦に依て停止せらるゝことなかりき。尤も日清戰爭の休戦條

約に「海上ニ於ケル兵員軍需及ビ其ノ他一切戰時禁制品ノ運送ハ戰時常規ニ依リ捕獲セラル、コトアルベキモノトス」と規定したるは單に中立船に對する捕獲權の留保を明にせんとしたるものなりや又は敵船中兵員軍需戰時禁制品の運送に従事するものに對する捕獲權の行使を特に認めんとしたるものなりや不明なりと云はざる可からず。

二 場所に依る例外

捕獲は交戰國領水、占領地領水及び公海に於て之を行ふことを得るも中立國領水及び條約又は其他の合意に依り中立地域と定められたる水上に於ては行ふを得ず。

一、中立國領水に於ける捕獲

海戰の場合に於ける中立國の權利義務に關する海牙條約に規定する所左の如し。

第一條 交戰者ハ中立國ノ主權ヲ尊重シ且中立國ニ於テ寛容ノ結果其ノ中立違反ヲ構成スルニ至ルヘキ一切ノ行爲ヲ中立國領土又ハ領水ニ於テ行フコトヲ避クルコトヲ要ス

第二條 交戰國軍艦カ中立國領水ニ於テ捕獲及臨檢搜索權ノ行使其ノ他一切ノ敵對行爲ヲ行フコトハ中立ノ侵犯ヲ構成スルモノトシ之ヲ嚴禁ス

第三條 船舶カ中立國領水ニ於テ捕獲セラレタル場合ニ於テ該國ハ捕獲セラレタル船舶カ尙其ノ管轄内ニ在ルトキハ其ノ職員及船員ト共ニ之ヲ解放スル爲且捕獲者カ右船舶ニ乗込マシメタル艦員ヲ抑留スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スコトヲ要ス

右捕獲セラレタル船舶カ既ニ中立國ノ管轄外ニ在ルトキハ捕獲國政府ハ右中立國ノ要求ニ依リ該船舶ヲ其ノ職員及船員ト共ニ解放スルコトヲ要ス或はビンケルシヨトク其他十八世紀頃の學者中には公海より追蹤せられたる敵商船は中立國領水に入るも合法に捕獲せらるゝものなりと唱へたりしと雖も斯の如きは中立國の主權を侵害するものなりとして近代の學者の認めざる所なり。(Bonfilis, Droit International Public, sixième édition, p. 907)

二、條約其他の合意に依る中立地域の水上に於ける捕獲

國際條約に依りて中立地域と定められたるもの、中にて最も顯著なるは一八八八年のコンスタンチノール條約に依る蘇西運河の中立是れなり。同條約は運河及び之に接する水上に於て一切の敵對行爲を行ふを禁止するものにして其交戰國の一方が土耳其なる場合に於ても運河の中立を尊重せざる可からざるの約束なりしなり。同條約第四條尤も同條約第十條は埃及の防禦の爲めに必要と認めるときは土耳其王及び埃及王は運河中立に關する規定を遵奉するを要せざる旨を規定するを以て今度の戦争の結果埃及が既に英國の保護領に歸したる今日英國は敵國就中土耳其に對する埃及防禦の必要に鑑み最早や運河中立の規定を遵守するの要なきものと云ひ得べきを以て同運河内に於て捕獲を行ふことあるも決して條約違反なりと云ふ能はざるなり。

平時より國際條約を以て中立と定めらるゝこと蘇西運河の如きものあると同時に又戦争に際し交戰國內の一地域を以て特に中立と定め其地域内にて一切の敵對行爲を禁ずるの例あり。日清戦争の當時に於ける上海及び其附近の中立の如き是れなり。即ち開戦に際し英國政府は上海及び其附近の地が中立諸國の貿易に

重大なる關係を有する事實に鑑み此地に於て一切用兵の動作を爲すなからんことを日本政府に要求したるに對し日本は之に答ふるに日本政府は飽まで諸中立國の通商に故障を及ぼさざるの主義なるを以て上海及び其附近の地を局外中立とすることを承諾する旨を以てしたり。所謂局外中立なる語を嚴密に解釋するとき日本は敵國の領土領水たるに拘はらず上海及び其附近に於て一切の敵對行爲を行ふこと能はざるものなるが故に隨て其水上に於て捕獲を行ふこと能はざりしや論なし。

三 物に依る例外

敵船及び敵貨は之を捕獲することを得るを以て原則とすれども是れには多數の例外あり。

一 中立船内の敵貨

一八五六年の巴里宣言第二條に曰く「局外中立國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル敵國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿捕スベカラザル事」
古來敵國貨物の捕獲に關する沿革を案するに、凡そ二の基本主義あり。

a、貨物の捕獲を其所有主の國性に依て定むるもの
 b、貨物の捕獲を其輸送船舶の國性に依て定むるもの

a は貨物にして其所有主が敵國人ならんには、中立船中に發見せらるゝも捕獲せらるゝに反し、其貨物にして所有主が中立國人ならんには假令ひ敵船中に發見せらるゝも捕獲を免がるゝの主義にして貨主主義と稱す可きものなり。中世紀の頃地中海に行はれたる有名なる Consolato del Mare 中に認むる所にして又十六世紀の末葉より十八世紀の中葉まで英國の遵奉したる所なり。

b は貨物にして敵船に依て輸送せらるゝものなるときは假令ひ中立貨なるも捕獲せらるゝに反し貨物にして中立船に依り輸送せらるゝものなるときは敵貨なりと雖も捕獲を免がるゝの主義にして船籍主義と稱す可きものなり。所謂 *ships, free goods; Enemies' ships, enemies' goods* の原則は之より出でたるものなり。昔時和蘭が海上に於て優勢なりし頃、同國の主張したる所なり。

然るに貨主主義と船籍主義とを寛嚴二様に結合して更に二の新主義を生じた。
 c、貨主主義に於て敵貨は中立船中に在るも捕獲せらるゝの原則と船籍主義に於て中立貨も敵船中に發見せらるゝときは捕獲せらるゝの原則を結合したるものにして十七世紀の末葉より十八世紀の中葉に至る間佛國の最も盛に用ゐたる所なるが故に佛國主義と稱することを得べし。

d、之に對して船籍主義に於て敵貨は中立船中に在りては捕獲せられざるの原則と貨主主義に於て中立貨は敵船中に在るも捕獲せられざるの原則を結合したるものは即ち一八五六年の巴里宣言にして今日一般に行はるゝ所なり。便覽の爲め之を表示すること左の如し。

a、貨主主義

- 一、中立船中の敵貨 捕獲せらる
- 二、敵船中の中立貨 捕獲せられず

基本主義

b、船籍主義

- 一、中立船中の敵貨 捕獲せられず
- 二、敵船中の中立貨 捕獲せらる

c、佛國主義

- 一、中立船中の敵貨 捕獲せらる (貨主主義)

折衷主義

一、巴里宣言の主義

二、敵船中の中立貨

捕獲せらる (船籍主義)

一、中立船中の敵貨

捕獲せられず (船籍主義)

二、敵船中の中立貨

捕獲せられず (貨主主義)

二、郵便信書

海戦に於ける捕獲權行使の制限に關する海牙條約第一條第一項に曰く「海上ニ於テ中立船又ハ敵船内ニ在ル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ其ノ性質ヲ問ハズ不可侵トス船舶ノ拿捕アリタルトキハ右信書ハ捕獲者ニ於テ爲シ得ル限速ニ之ヲ發送スベシ」是れ郵便信書不可侵の新原則を定めたるものにして之に對する唯一の例外は同條第二項に「前項ノ規定ハ封鎖違反ノ場合ニ於テ封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖港ヨリ來リタル信書ニ之ヲ適用セズ」と規定する所是れなり。

郵便信書の不可侵を其郵便信書が中立船内に在ると敵船内に在るとを問はず、又その發信者の中立者たると交戦者たるとを問はず、更に又その信書の公私を問はず、はざるの廣大なる範圍に及ぼしたるのみならず其船舶が拿捕せられたるとき捕獲者に於て其信書を爲し得る限り速に發送す可き義務あるものとしたるは從來

列國の慣行が區々にして且つ無用に窮屈なりしを根本的に一定したるは勿論主義に於て顯著なる進歩なりと云はざる可からず。現に日本の舊海上捕獲規程の如きも其三十四條に「中立國ノ郵便船ヲ臨檢又ハ搜索スル場合ニ於テ其ノ船内ニ乗込メル當該郵便官吏ガ其郵便行囊内ニ戰時禁制品書ナキ旨ヲ書面ニテ宣誓スルトキハ其郵便行囊ニ對シテハ搜索ヲ行フコトヲ得ズ但シ重大ナル嫌疑アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」と規定し其信書の不可侵を信書が中立郵便船に在りたるときに限るのみならず其信書中戰時禁制品(敵國政府の官吏その公務上往復する一切の公文書類——海上捕獲規程第十二條)を有するときは之を沒收するの規定同第四十二條にして更に重大なる嫌疑ある場合は郵便行囊に對し搜索を行ふことを許すものなるか故に郵便信書不可侵の範圍及び效果は甚だ狭少なるを免かれざりしに海牙條約に於て右の新原則を定めたるは確に一進歩なりと云はざる可からず。而して此新原則の主唱者は當時海牙會議の獨逸委員クリグ氏にして其理由とする所は電信又は無線電信の利用盛なる今日、交戦國は其作戰上の通信を郵便に依りて辨するが如きことなかる可く且つ交戦國が郵便通信を制するよりして

得る利益は之が爲めに生ずる一般通商上の重大なる危害に比す可きに非ざる可しと云ふに在り。右の海牙條約は露國を除くの外、一般に加盟したる所にして之に依て郵便信書は捕獲權の目的たることを得ざるの原則を確立したるものなり。但し郵便信書の中に小包郵便物を包含せざること勿論にして此點は右の提案者クリーグ氏の會議に於て明言したる所なり。之に就て今度の戰爭に於ける英國捕獲審檢所は獨逸領東阿非利加の獨逸植民より本國に宛て獨逸エミール號にて雜貨の小包を郵送の途中エミール號は英國軍艦の爲めに捕獲せられ搭載の小包郵便物三十一點は更に之を英船シムラ號に移載して倫敦港に到着したるとき拿捕せられたる事件に關し海牙條約の所謂郵便信書は固より小包郵便物を包含するものに非ずとて沒收を宣言したり。

三、沿海漁業専用船

海戰に於ける捕獲權行使の制限に關する海牙條約第三條第一項に曰く「専ら沿海漁業又ハ地方的ノ航海ニ用キラル、船ハ其ノ漁獵具、船具及搭載物ト共ニ捕獲ヲ免除ス。但シ右免除ハ該船カ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ敵對行為ニ加ルトキ

ヨリ其ノ適用カキモノトス」(第二項)。

専ら沿海漁業に従事する小船に對して捕獲を免除するの慣行は古より存する所にして其捕獲を免除するの理由はホールの説明に盡きたり。

It is indisputable that coasting fishery is the sole means of livelihood of a very large number of families inoffensive as cultivators of the soil or mechanics, and that the seizure of boats, while inflicting extreme hardship on their owners, is as a measure of general application wholly ineffective against the hostile state. (Hall, International Law, fifth edition, p. 451)

併しながら條文に所謂「専ら沿海漁業ニ用キラルノ船」(Les bateaux exclusivement affecté à la pêche côtière)とは如何なる構造もしくは容積を有するものに限るや。其噸數に依ても其動力に依ても又は其乗組に依ても之を限定すること不可能なり。西米戰爭の際に於ける米國最高法院の Paquette Habana 及び Lola 號事件に就て Justice Gray の判決に Nor has the exemption been extended to ships or vessels employed on the high seas in taking whales or seals, or cod or other fish which are not brought fresh to market, but are salted or otherwise cured and made a regular article of commerce (Scott, Cases on International Law, p. 20) と云へる語は屢々沿海漁業船と然らざるものとの差別の標準として引用

せらるゝ所なれども固より準據するに足らず。或は沿海漁業なる沿海の意義に就ても疑義少なからず。沿海とは領海の區域の意なりや。又其沿海とは自國の沿海に限るや。將た敵國の沿海をも含む可や。更に又第三國の沿海をも加ふるや。本條約草案審議の際、葡萄牙委員は同國の漁船がモロッコ沿海に於て漁業に従事するの實例を挙げ、又英國委員が英國の漁船にして屢々領海の區域を越え陸地より十哩以上も遠き英國海峽に遠征するの事實を述べたるに徴するも沿海漁業船なる用語の意義の甚だ曖昧なるを知る可し。

現時の戦争に於て敵國漁船に關し英國捕獲審檢所の審檢に附せられたるもの一件あり。獨逸船 *Betina* 號是れなり。同號は其容積に於ても裝置に於ても又航海に於ても遠海漁業船にして沿海漁業船と認む可からずとして沒收を宣告せられたり。

四、地方的小航海専用船

専ら地方的小航海に従事する船に對し捕獲を免除せらるゝこと前項に引用したる海牙條約第三條に規定する所なり。其これを免除するの理由は前項沿海漁業

船の捕獲を免除すると同じ。然らば専ら地方的小航海に従事する船 (*Les Bateaux exclusivement affectés à des services de petite navigation locale*) とは何ぞや。是れ沿海漁業船の何たるやを定むると同様に困難なる問題なり。海牙會議に於ける本條の提案者、匈國委員、ハッス提督の原案は領水内に於て地方經濟 (*économie rurale*) 又は地方的小交通 (*petit trafic local*) に従事する船にして例へば農産物を運送して沿海又は沿海と附近の島嶼間を航行する小形の船の如きものを含む可き趣意なりしと及び葡萄牙の委員が本條の審議に際し地方的小航海が沿岸貿易 (*Cabotage*) を含むものに非ざる旨を明言したることは本條文を解釋する上に多少の參考たるを得べしと雖も畢竟事實問題として夫れ〴〵の場合に就て判斷するの外なかる可し。

現下の戦争に於て之に關する一例あり。土耳其に屬する帆船 *Maria* 號 (二十七噸) 一九一四年十一月五日アレキサンドリヤに於て拿捕せられたる事件に關し在アレキサンドリヤ英國捕獲審檢所は同號が一般沿岸貿易船にして又その國の一般貿易に従事しつゝありしものあるを以て海牙條約の規定範圍外に屬するものなるのみならず土耳其は當該海牙條約を批准せざるものなるが故に此場合に適用

の限りに非ずとて没收す可きものと宣告せられたり。

五、宗教學術又は博愛の任務を帯ぶる船

海戰に於ける捕獲權行使の制限に關する海牙條約第四條に曰く「宗教學術又は博愛ノ任務ヲ帶ブル船舶モ亦捕獲ヲ免除セラル、モノトス」。

後に記する病院船の場合に於ては之を使用するに先ち相手交戰國に其の船名を通知するを以て一方の義務とするに反し宗教學術又は博愛の任務を帯ぶる船に關しては其船名を通告することを要せざるものなり。然れども此種の船舶にして敵對行爲に加はるときは其捕獲の免除を得ざるものなること勿論にして條約中には此種の船舶に關し特に之を規定することなしと雖も其然る可きは當然の事理と認めざる可からず。

六、病院船

ジエネヴァ條約の原則を海戰に應用する海牙條約は三種の病院船を認めたり。

(一) 軍用病院船即ち傷者病者及び難船者を救護する唯一の目的を以て國家に於て製造し又は設備する船舶

此種の船舶にして開戰の際又は戰爭中その使用に先ち船名を交戰國に通告したるものは戰爭の繼續中これを尊重す可く且つ捕獲することを得ず(第一條)

(二) 私人又は公認せられたる救恤協會の費用を以て全部又は一部を艦装したる病院船

此種の病院船にして其所屬交戰國が之に官の命令を付し且つ開戰の際又は戰爭中その使用に先ち船名を對手國に通告したるものは亦均しく尊重せられ且つ捕獲を免かるゝものとす(第二條)

(三) 中立國の私人又は公認せられたる協會の費用を以て全部又は一部を艦装したる病院船

此種の病院船にして豫め本國政府の同意を得且つ交戰國の一方の許可を得て該交戰國の指揮の下に立ち開戰の際又は戰爭中該交戰國より其使用に先ち船名を對手國に通告したるものは尊重せられ且つ捕獲を免かる(第三條) 然れども右の各種病院船にして之を軍事上の目的に使用したるときは捕獲の

免除を失ふ可きこと勿論にして現下の戦争に於て英國捕獲審檢所が獨逸軍用病院船 *Opheia* 號を適法の捕獲物と宣告したるは同船が病院船に非ずして其實は信號船として使用せられたるの事實立證せられたるに依るものなり。

七、カール船俘虜交換船(軍使船)

カール船とは交換せられたる俘虜の輸送に従事し若しくは交戦者間の公信の傳達に従事する船舶を云ふカール船は其任務遂行中は勿論遂行後歸航の途中に於ても又任務に服する爲めに往航の途中に於ても捕獲を免かるゝを以て國際慣習と爲す。カール船の守らざる可からざる條件として確定慣習法と認めらるゝ一事は一切の商業を行ふを得ざることは是れなり。此條件に反するときはカール船は其保護を失ふものとする。

八、拿捕船中の私有自用品

拿捕せられたる敵船の士官乗組員及び乗客の私有自用品は捕獲を免せらるゝものと認めざる可からず。然らざれば是等の各人をして日常の生活に窮せしむることある可ければなり。

右は敵船中に發見せられたる敵貨の取扱に對する例外を爲すものとして一般的慣習と見做す可きものなれどもジエネヅア條約の原則を海戰に應用する海牙條約中には此點に關して尙ほ一層進みたる規定を設けたり。即ち

第十條 捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ教法、醫療及看護ニ従事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲スコトヲ得ズ右人員ハ艦船ヲ退去スルトキハ其ハ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帯ス。

第十七條第二項 ……又捕獲シタル艦船内ニ於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品有價物、信書等ヲ關係者ニ其ノ本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲蒐集スヘシ。